

鎌倉市高齢者向け冊子協働発行事業者選定委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、介護保険制度や高齢者向けサービスについての情報を掲載した冊子を鎌倉市と協働で発行する事業者（以下「業者」という。）の選定を厳正かつ公平に行うため、鎌倉市高齢者向け冊子協働発行事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業者を選定するための審査基準の作成
- (2) 業者を選定するための審査方法の決定
- (3) 業務提案書等による内容審査及び評価
- (4) 最優秀提案者の選定
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は介護保険を所管する課の課長とし、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は地域福祉を所管する課の課長とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、広報を所管する課の課長、共生社会構築に係る事務を所管する課の課長、民生委員に係る事務を所管する課の課長及び高齢者福祉施策を所管する課の課長とする。
- 5 委員長は必要に応じて臨時委員を任命することができる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(意見等の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、介護保険を所管する課に置く。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、所掌事項が終了するまでの間とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和元年9月9日から施行する。